

特集2

## 占領政策の根本原則と部落問題

—元民政局次長ケーデイス氏に聞く—

チャールズ・ケーデイスは、総司令部の民政局次長として実際の占領政策にたずさわり、戦後の民主的改革と深くかかわった。田中英夫氏によれば、ケーデイスはニューヨーク州に生まれ、コーネル大学、ハーバード大学ロー・スクールを卒業し、第二次世界大戦中はヨーロッパ戦線に従軍した『憲法制定過程覚え書』有斐閣、一九七九年)。

民政局ではホイットニー局長に次ぐ地位にあり、これまでも多くの研究者によって聞きとりがされてきた(たとえば、最近では竹前栄治『日本占領—GHQ高官の証言』中央公論社、一九八八年)。

以下に紹介する聞きとりは、一九八九年三月二〇日、アメリカ合衆国のマサチューセッツ州グリーンフィールドでおこなったものの翻訳である。聞き手は、部落解放研究所所員の渡辺俊雄である。

ケーデイスとは実際に面接して聞きとりをする以前か

ら、数回の書簡の往復で重要な話も聞き出したが、今回の聞きとりの内容に関していえば、次のような点が目新しい。

①従来、憲法草案を日本側とつめていく過程で、「カースト」が削除されて「国籍起源」(national origin)が「門地」(family origin)に変更されたとされているが、削除されたのは「国籍起源」であり、「カースト」が「門地」に修正されたのではないかという点である。

②日本政府は外国人に対する平等な法的保護を保障することに徹頭徹尾抵抗したことは周知の事実だが、日本政府は民政局との交渉の過程で第一四条に「日本国民たることを問わず」(Japanese or alien)および国籍(nationality)という文言を入れることに一時は同意しながら、結局は削除してしまったことは、あまり知られていない。ケーデイス自身、その経緯については記憶がなく、佐藤達夫氏の説

明も十分に説得力があるとはいえず、今後の解明が待たれる。

③さらに日本政府は民政局とのどたん場の交渉で、第一四条も含めてほとんどの条文の主語が「自然人」(natural person)だったのを「国民」(people)に修正してしまっただが、そうした修正に総司令部が最終的に妥協した背景としては、当時の合衆国内における差別撤廃の取組みの歴史の限界を考えなければならぬだろう。

④それに対し、同一民族、同一国民内の差別である部落差別をなくすことは、占領政策の根本原則にかかわることと考えられており、妥協の余地はなく、したがって憲法第一四条にもまず「カースト」が、のちに「社会的身分又は門地」が挿入された。

⑤当初、草案では、華族は現存の一代に限り認められるとしていたが、日本側からの提案で即時廃止となったことは知られているが、提案者については不明である。聞きとりの中でケーティスは社会党ではないかと発言しているが、必ずしも根拠はない。

⑥かくして憲法の上でも法律的にも部落民を排除する根拠がなくなったとすれば、あとは日本の「文化」(culture)の問題であり、占領政策はそこまで踏みこむものではなく、あとは日本人の責任だというのが、ケーティスの結論

である。

このほか、松本治一郎が憲法第二四条の「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とある「のみ」を入れるように主張したのは自分で、それは一九三三年におこった高松差別裁判の糾弾闘争の経験からきたことだとのべている点(「のみ」は三月四日の日本政府案で初めて挿入された)について、ケーティスは記憶にないとし、また当時「エタ」という言葉は聞いたが使わず、「水平社」と言ったと証言している。

聞きとりは、約二時間におよんだ。ケーティスはかなりの高齢だが、記憶力は確かで、発想も柔軟なのに驚かされた。ここに訳出したのは、全体の三分の一程度であり、すでに他の聞きとりなどによって明らかにしている事実など重複部分は割愛した。

内容について正確を期するため、本人に読んでいただき、公表についても了解を得た。お礼を申し上げる。

また、実際の聞きとりにあたって通訳の役割を果たしてくれた南まほろさんにもお礼を申しあげる。聞きとりのなかで渡辺の発言としている箇所的大部分は、彼女の英語力のたまものである。

なお、聞きとりのなかで最小限度必要と思われる点は、文中にカッコで補足した。

(聞きとり) チャールズ・ケーティス(一九八九・三・二〇)

### カースト、国籍起源

渡辺 いくつか質問させていただいて、よろしいでしょうか。

ケーティス どうぞ。

渡辺 一つは、「カースト」という言葉がいつ、そしてなぜ、削除されたのか、ということです。

ケーティス いつかは、わかります。記憶していますが、本当のところなぜかは、わかりません。もしかししたら、ゴードンさんなら……。

渡辺 いいえ、彼女も知りません。

ケーティス 日本側が三月四日付の草案を提案した時には「カースト」はありませんでした。しかし二月一三日のアメリカ側の草案にはその言葉がありました。あなたは、いつとお尋ねですね。二月一三日から三月四日の間に「カースト」は抜け落ちたのです。

渡辺 あなたは、手紙の中でこう書いておられますね。日本側から民政局へ提出された三月四日の草案では、「自然人」にかわって「国民」を置き、「カースト」が削除され、「national」にかえて「family」を置いたと。

ケーティス そうです。

渡辺 つまり、「カースト」が削除され、「国籍起源」にかわって「門地」が置かれたというわけです。これがあなたの記憶であり、通説でもあります。でも、私はこう考えているんです。三月四日の草案では、「カースト」にかわって「門地」が置かれ、「国籍起源」が削除されたのではないかと。結果は同じですが、かなり意味は違うと思うんです。

ケーティス そう、あり得ますね、大いにあり得る。「国籍起源」がどうなったんですって？

渡辺 それが、削除されました。

ケーティス 削除された。

渡辺 日本政府は、外国人を日本人と平等に扱おうとする意図はありませんでした。

ケーティス それは、大いにあり得ると思います。あなたの示唆の通りかもしれません。私の間違いでした。あなたが正しい。というのは、ちょうど同じ時に、出身国が削除されたのです。外国人は法の平等な保護を保障されるのとべた別の条項があったのに、それも削除されたのです。

渡辺 草案の第一六条ですね。

ケーティス 何条だったか忘れましたが、二月一三日の草案にはあったのに、三月四日の草案では削除されました。

だから、あなたは多分正しいと思います。もし草案の中で外国人が法の平等な保護を保障されたら、外国人であることを根拠にした差別はなくなる、これは確かなことでしょう。だから、日本側は外国人に対して差別扱いできるように望んだのです。だから彼らは、「国籍起源」も「外国人は法の平等な保護を保障される」というのも、同時に削除したのです。あなたが正しいと思う。私の手紙が間違いです。

#### 日本国民たると否とを問わず

渡辺 それでは、二つめの質問です。以前に、三月六日の日付のある憲法草案のコピーをお送りしましたが、その草案のことは御存知ないとのことでした。

ケーティス 知っています。知っているが、持ってはいません。私はそれをウイリアムズ博士にあげまして、ウイリアムズはメリーランド大学に寄贈しました。

いや、ちょっと待って。間違ったかも知れません。私が持っていないと言った草案は、二月一三日の草案です。ウイリアムズに送ったというのは、二月一三日の草案のこと、三月六日のものではありません。

渡辺 わかりました。その草案の中で、一三条には「日本国民たると否とを問わず」とか「国籍」というのが見受

けられます。

ケーティス そうですね、「国籍」は記憶がありますが、「日本国民たると否とを問わず」というのは記憶がありません。私は、この草案は持っています。これは、何の草案ですか。

渡辺 この草案は、「提案された日本の新憲法の、一九四六年三月六日に内閣によって承認された公式英訳文」と題された書類です。ハッシー文書のなかに入っていました。ケーティス 「日本国民たると否とを問わず」というのは記憶がありません。

渡辺 ところが、三月六日に実際に公表された草案には、そうした言葉が含まれていないのです。いったい、この書類は何なのでしょう。三月六日の日付になっているのです。

ケーティス 私は、その書類を見たことはありません。

渡辺 私は最近、佐藤達夫氏が書かれたある資料を読みました。その中で佐藤氏は、民政局と日本政府とは、「国民」のかわりに「自然人」とすること、そして「日本国民たると否とを問わず」及び「国籍」を挿入することに同意したのべています。一九四六年三月四日の討議の結果のことです。

ケーティス 『日本の政治的再編成』という本のなかで、

には、代理の白洲次郎氏)が民政局に電話をし、四文字を削除するように頼んで、了承を得ました。これで、正しいですか。そんなことは、あり得ますか。

ケーティス あり得るでしょう、しかし彼は私に電話はしませんでした。私には、わかりません。多分、彼はハッシーからラウエルに電話をしたでしょう。この二人は(憲法草案作成時の)運営委員会に属していました。私は、電話で佐藤氏と話をしました。

渡辺 私には、そんな重要なことを電話で話したというのが信じられないのです。

ケーティス 「日本国民たると否とを問わず」と同じく「自然人」も削除したのですか。何を削除したというのですか。

渡辺 「自然人」は残りましたが、「日本国民たると否とを問わず」は削除され、そして三月六日に公表されました。

ケーティス それらの言葉を抜いて？

渡辺 それらの言葉を抜いて、です。直接会って頼むのではなしに、電話をしてそのような重大な事柄を議論するなどということがありうるのか、疑問に思っているのです。

ケーティス そう、普通ではない、きわめて異常なこと

私たち民政局は四つの草案を公けにしています。つまり三月四日案、三月六日案、四月(一七日)案、そして六月(二〇日)案です。私たちが公表したもののなかには、「日本国民たると否とを問わず」というのはなかったと思います。「自然人」というのは「日本国民あるいは外国人」という意味だと思いますが、「Japanese or alien」という三つの言葉は、どの草案にもなかったと思います。ラウエル文書は知っていますか。彼の文書は高柳さんや田中英夫さんによって出版されました。日本で出版されています。ラウエル文書です。この文書を読んだことがありますか。

渡辺 はい、日本語で出版されていますね。

ケーティス 私が言っているのがそれです。ラウエル文書の中に「Japanese or alien」というのがあったかどうか、記憶していません。日本で出版された文書の中にはありませんか。

渡辺 いいえ、ありません。

ケーティス そう、はいっていない。

渡辺 佐藤氏の言われるところによると、彼は三月五日に、「日本国民たると否とを問わず」及び「国籍」が含まれている、民政局がタイプした原稿を受けとった、といいます。恐らく、これがそうなのでしょう。しかし彼(厳密

です。私は、たぐさんの電話を記憶しているわけではありませんが、自分自身のことなら、話はできますが、ハッシーやラウエルのことまでは、話せません。天国へ行った時に、ぜひ彼らに尋ねてみるべきでしょうね。

それは、電話だけですか。佐藤氏は、電話だけで話をしたというのですか。

渡辺 はい、一度だけの。

ケーティス 一度だけね。私が言ったように、それは例外です。私はそんな電話を覚えていませんし、もし彼がラウエルやハッシーに電話をしたのだったら、彼らは私に話をしてくれたらと思うと思います。もししたら、私も記憶しているでしょう。でも、私は記憶していません。佐藤氏がそんなことを書いていると聞いたのは、これが初めてです。草案の中で「Japanese or alien」というのを見たのも初めてです。ゴードンさんにも同じ質問してみましたか。

渡辺 はい、でも彼女もそういう事実さえ知りませんでした。

ケーティス どうして佐藤氏はそんなことを言ったのでしょうかね。佐藤氏はなにか書いた物の中でそう言っていると、あなたは言いましたっけ？

渡辺 そうです、彼がある雑誌に書いた資料を読んだん

です。

ケーティス じゃ、彼は誰に電話をしたと言っていますか、民政局の誰に。

渡辺 その中では、誰に電話したとは書いていなかったと思います。

ケーティス けれども、自然人というのは外国人を含む広い意味だと思いませんか。自然人というのは日本人も外国人も意味すると思うのです。そうではありませんか。どちらも、同じ事ではありませんか。

渡辺 その通りです。

ケーティス 両方とも含みますね。

渡辺 はい、含みます。

ケーティス だから、除いたのでしょう。「(自然人)が残ったのだから、たとえ「日本国民たるを否とを問わず」が削除されても) 私には、そう重大なことではなかったのです。

渡辺 なるほど。

ケーティス 佐藤氏はゴードン氏、ゴードン中尉、つまり通訳に話をしたのかもしれないね。彼らは、それが重大なこととは思わなかった。知りませんよ、推測するだけですけれども、だからその人は私に話をしなかった。日本語を話せる人が三人いました、ゴードン中尉、ハースコヴ

イツ中尉、それにゴードンさんです。ミス・シロタですね、まだ結婚していなかったから。しかし彼女は記憶していない。

渡辺 そう。

ケーティス そして、私にも記憶がない。

## 自 然 人

渡辺 そこで、三つめの質問です。その「自然人」という言葉が、最後には削除されてしまうわけですね。それで、今日の憲法にはその言葉が含まれていません。

ケーティス 「すべて国民は」になっていませんか。

渡辺 その通りです。なぜ、そしていつその言葉が削除されたのか、御存知ですか。

ケーティス いつ？ 三月六日から四月一六日の間に削除されたと思います。なぜか？ それは、日本の内閣が日本国民と同様に外国人を処遇することを望まなかったからでしょう。

渡辺 日本側の資料によれば、三月六日以降、日本の内閣は数度にわたって民政局と議論していますね。

ケーティス 四回ですよ。

渡辺 その四回目の論議で、日本政府が「自然人」にか

えて「すべて国民は」にするよう提案しました。ケーティスさんを含めて、民政局としては、それに反対しました。しかし、皆さんは日本政府と日本語に困惑しておられましたね。

ケーティス 草案の外国人は平等な法的保護を保障されるという条項に困惑したということはありません。私たちは、それは草稿に入れるべきだと考えていました。また「すべて国民は」ではなく、「自然人」という言葉を使うべきだと考えていましたから、それに反対したのです。

しかし、ホイットニーやマッカーサーから私が命じられていたのは、その問題が根本原則にかかわる場合にだけ最後まで反対するということでした。そして合衆国において、外国人がアメリカ市民と一〇〇パーセント平等ではありませんでした。だから、日本の外国人を日本国民と同じ水準に位置づけることが根本原則だとだけ一貫して主張できるかと感じていました。今日、合衆国の外国人はほぼ平等に処遇されています。でも、四〇年前は、そうではなかったんですね。

一つ例を、挙げましょう。地下鉄の場合、合衆国の国民か、あるいは国民になる意志を申し立てた外国人しか、地下鉄では働けませんでした。イタリアから来たばかりで、国民になる意志を申し立てないイタリア移民は、地下鉄で

は働けなかったのです。彼らの一人が、合衆国の最高裁判所に提訴して、合衆国憲法の修正第一四条はすべての人に法の平等な保護を保障していると主張しましたが、最高裁は訴えを却下しました。

今日なら同じ判決を下すとは思いません。その判決は合衆国において誤まりだったと思います。でも、私は最高裁判所にいたわけではありませんからね。

日本国民となる条件は国会で決定する、これは別の条項にあります。憲法のコピーを持っていますか。

渡辺 はい。

ケーディス 第一〇条ですね、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」。これは日本側発案の条項で、民政局が起草したではありません。言いかえると、彼らは外国人が日本国民となるのを難かしくしようと、確かに望んでいたのです。だから日本側は、例の条項を提案したのです。

## 根本原則

渡辺 日本の部落差別をなくすことはどうでしたか。それは、根本原則に含まれていましたか。

ケーディス はい、確かです。日本国民ですし、すべて

があつてはならないと、私たちは考えていました。すべての人は法のもとに平等なのです。

渡辺 お手紙には、福島慎太郎氏やハーバート・ノーマンから部落問題について知ったと書いておられましたか。

ケーディス そうです。一九四五年八月に日本に来た時には、知りませんでした。他の日本人から違った扱いをされている日本人がいるなんて、全然知らなかったのです。すべての日本人は同じだと思っていました。たとえ知っていても、私は他のすべての人と同じように部落民と接しました。ノーマンが、そうではないんだと、私に教えませんでした。そもそも私は、日本に来た時、日本について何も知らなかったんです。

## 華族制度

渡辺 華族制度の廃止について、質問させて下さい。

ケーディス どうぞ。

渡辺 (民政局で起草した) 最初の草案では、華族制度の廃止は不徹底にしか提案されていませんでした。

ケーディス そう、将来これ以上華族は増やさない。幣原男爵やほかの人のようにすでに華族だった人たち、彼らは華族のままであることができました。日本側がそれを

の国民は平等であるべきだったからです。

でも私は、「部落」という言葉は聞いたことがありません。「水平社」でしたっけ、私が聞いたのは、その言葉です。あなたが私に手紙を書いてくるまで、部落というのは聞いたことがありませんでした。水平社って、どういう意味ですか。

渡辺 戦前の日本で、部落差別と闘った組織の名前です。

ケーディス それじゃ、私たちは皆、水平社だったわけだ、総司令部も民政局も。

渡辺 水平社は英語で the Levelers Association と訳されています。水が平らなように、すべての日本人が平等になるよう望む組織という意味です。

ケーディス なるほど、とても面白いですね。

渡辺 「エタ」という言葉は聞かれたことがありますか。

ケーディス 聞きましたが、使ったことはありません。水平社という言葉を使いました。例えば、参議院の副議長の松本治一郎、彼は水平社だ、と。

私たちは部落の人たちは日本人と平等であるべきだと考えていました。部落は部落でない人と同じであるべきでした。それは根本原則です。部落を含めて、人々の間に差別

修正したのです。

渡辺 華族制度を完全に廃止するというのが誰の意見だったのか、それを知りたいのですが。

ケーディス 社会党の提案から来た、と私は思います。ご承知のように四〇年前のことですから、間違っているかも知れませんが、社会党から来たと思います。鈴木義男だとか……。考えがあるわけではありません。確かではありませんが、社会党から来たのでしょうか。総司令部ではなくて国会で、衆議院でそれは修正されたのです。

もし華族制度が続いていたとしたら、今日でも華族がいたわけですね。例えば東久邇は死ぬまで公爵でい続けられた。幣原もそうだし、すべてそうです。でもそれは民主的な原則でしたか。イギリスと同じような華族がいて、民主的な原則だなんて言えますか。私たちは、第一章の「天皇」にはたいへん厳密でした。でも、日本側が言い出した提案や修正の九〇パーセントは総司令部、民政局に認められました。たとえそれがいかに考え方でなくとも、日本側の提案の九〇パーセントに私たちは反対しなかったのです。

渡辺 たとえばどんな条項に賛成しなかったのですか。ケーディス いくつもあります。一つは、参議院です。私たちは賛成ではありませんでした。イギリスには上院があります。でも日本では華族はなくなったのです。公爵も

ない、男爵もない。どうして参議院がいるのですか。もう一つ院がいるのですか。合衆国には上院がありますが、上院では諸州の、下院では国民の代表が選ばれます。でも日本には州というものがありません。県というのは州と同じではありません。だから、どうして参議院がいるのでしょうか。でも、私たちはそれが根本原則にかかわる問題だと言ふことはできませんでした。

根本原則の例は、こういうことです。第二院を持つことは根本原則の侵犯ではありません。しかし、もし第二院があるならば、それは内閣や天皇、高額納税者によって指名されるのではなく、国民によって選挙されなくてはならない、それはまさに根本原則です。

### 部落差別

渡辺 ところで第二四条には、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とあります。松本治一郎は、自分がこの「のみ」という言葉を入れるよう主張したのだと言っています。

ケーティス 彼は多分正しいでしょうが、私は記憶していません。第二四条は、ほとんどゴードンさんが書きました。

ケーティス 憲法は、社会的身分や門地による差別の禁止をうたっています。憲法のなかにまだあるのでしよう。

渡辺 もちろんあります。

ケーティス それでは、差別の理由はありませんね。

渡辺 その通りです。でも、たとえ憲法のなかにはそう書いてあっても、国民は心の中で、部落差別はあると思っています。

ケーティス それでは、それは文化の問題ですね。時間がかかるでしょう。文化を変えるには、時間がかかりません。

渡辺 彼女に尋ねましたが、彼女は知りませんでした。ケーティス 彼女は記憶にない。でもそれは、大いに可能性があると思いますよ。最初の草案では、どうなっていましたか。

渡辺 その言葉は、ありませんでした。

ケーティス 「のみ」がですか。

渡辺 そうです。

ケーティス はいっていませんでした。

渡辺 はいっていませんでした。

ケーティス 彼は正しいと思います。

渡辺 それでは、最後の質問です。第二次世界大戦後、部落差別を撤廃できなかったのはなぜでしょうか。

ケーティス なくしたと思いますよ。部落に対する差別はなくなりました。外国人に対する差別はなくなりましたが、部落に対してはなくなりました。もし福島が、もしノーマンが、そしてもしホイットニーやマッカーサーが生きていたら、彼らもそれはもうなくなったと言ってしまうでしょう。あなたから手紙をもらうまでは、それはもうなくなったと思っています。私はたいへん驚いたのです。

今日では、何が差別の根拠ですか。法的なあるいは憲法上の根拠ですか。

渡辺 法的にも、憲法上の根拠もありません。

## 現代史のなかの 部落問題

渡辺俊雄著 B6判 1,800円

現代史の視点から、部落史の諸問題を初めて追究した意欲的な論文集。占領研究と部落、戦後の部落史、国民的融合論批判、差別と表現など多様なテーマを取り上げ、部落問題の理論的解明にとっての基本的な視座を提示。

## 差別表現と糾弾

B6判 1,800円

差別語と差別表現について、表現の自由と差別の問題への基本的な見方を提起。

(社)部落解放研究所

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12  
☎06(568)1300 振替 大阪7-13183